

損害賠償実施方針

2020年4月1日

公益財団法人 核物質管理センター

- (1) 事業者の名称及び住所
公益財団法人 核物質管理センター
東京都台東区東上野 1-28-9 キクヤビル

- (2) 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地
東海保障措置センター
茨城県那珂郡東海村白方白根 2-53
六ヶ所保障措置センター
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 504-36

- (3) 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類
東海保障措置センター
 - ① 施行令第2条11号の核燃料物質の使用・付随する運搬及び貯蔵
 - ② 同18号の核燃料物質の運搬六ヶ所保障措置センター
 - ③ 施行令第2条11号の核燃料物質の使用・付随する運搬及び貯蔵

- (4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額
東海保障措置センター：原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約
 - ① 契約によりうめることができる損害の範囲：
原子力損害賠償責任保険契約にあっては、被保険者が保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる1)～3)の原子力損害及び被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害を除く。
1)～3)の原子力災害にあっては、原子力損害賠償補償契約によるものとする。
 - 1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
 - 2) 正常運転によって生じた原子力損害

3) 事故発生日から 10 年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた
原子力損害

賠償に充てることができる金額：240 億円

② 契約によりうめることができる損害の範囲：

原子力損害賠償責任保険契約にあっては、被保険者が保険証券記載の核燃料物質等の運搬中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

ただし、上記(4)①の 1)～3)の原子力損害及び被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害を除く。

1)～3)の原子力災害にあっては、原子力損害賠償補償契約によるものとする。

賠償に充てることができる金額：40 億円

六ヶ所保障措置センター：原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約

③ 契約によりうめることができる損害の範囲：

原子力損害賠償責任保険契約にあっては、被保険者が保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる 1)～3)の原子力損害及び被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害を除く。

1)～3)の原子力災害にあっては、原子力損害賠償補償契約によるものとする。

1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

2) 正常運転によって生じた原子力損害

3) 事故発生日から 10 年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた
原子力損害

賠償に充てることができる金額：240 億円

(5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償に係る事務の実施にあたっての基本的な考え方

- ・被害者の方々の救済と安心の確保を最優先として対応いたします。

- 被害者の方々の置かれている様々な状況に応じて、柔軟な対応を心がけます。
 - 被害者の方々の間で不公平感が無いよう、合理的な対応を心がけます。
- イ. 被害者申出窓口の開設方針
- 周辺住民の方々の身体、財産に影響を及ぼす原子力災害を発生させたときは、速やかに被害申出窓口を設置します。
 - 被害申出窓口を設置した際は、ホームページ等で設置の案内を公開します。
 - 被害申出窓口の利用利便性に考慮し、窓口は全ての事業所に開設します。
- ウ. 被害の申出の受付の方針
- 損害賠償請求の受付にあたっては、被害者の方々に対し被害の申し出の支援を行うとともに被害状況の把握に努め関係自治体と連携を図り丁寧に対応します。
- エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針
- 被害額の算定、賠償金の支払いに関する合意書を速やかに取り交わすものとしします。
 - 合意書の取り交わし後の時点で明らかになっている賠償金について速やかに支払うこととし、また、取り交わし以降、明らかになった賠償金についてもこれと同様に対応します。
- オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針
- 賠償金の支払いについては、賠償金の算定が完了次第、順にこれに対応します。

(6) 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するための必要な措置

被害者の方々の氏名又は名称、住所、その他の被害者に関する情報や個別の賠償の経過等に関する情報については、当センターの定める情報管理規程に従い、個人情報として適正に管理します。

(7) 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連携調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

原子力災害が発生した場合、賠償請求に関する受付・相談等の窓口の開設を速やかに準備するとともに、迅速かつ適切な賠償のため、具体的な業務処理方法及び役割分担等をあらかじめ整えておくこととします。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者の方々から原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介の申立てがあった場合は、速やかに対応するとともに、当該審査会から提示される和解案を尊重するものとします。和解後の賠償金の支払いについては、真摯にこれに対応することとし、また、和解仲介手続きについては、手続きが長期化しないよう合理的に実施するものとします。

(9) 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針により損害賠償の範囲が判定された場合は、これを尊重し、速やかな賠償手続きを実施するものとし、また、範囲の判定がされない場合は、誠意をもって和解交渉に対応します。

さらに自ら策定する賠償基準については、様々な案件に対応できるよう柔軟性を持たせたものとします。

(10) 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

損害賠償実施方針に関する問合せ先は以下のとおりです。

総務部総務課

住所：〒110-0015 東京都台東区東上野 1-28-9 キクヤビル

電話：03-5816-7733、FAX：03-3834-5229

メール：toiawase@jnmcc.or.jp

東海保障措置センター

住所：〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方白根 2-53

電話：029-306-3100、FAX：029-282-8004

メール：toiawase@jnmcc.or.jp

六ヶ所保障措置センター

住所：〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 504-36

電話：0175-71-0460、FAX：0175-71-0477

メール：toiawase@jnmcc.or.jp